

新旧対照条文

◎保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>七の八 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの イ・ロ（略）</p> <p>ハ 医科点数表区分番号D009の6に掲げる前立腺特異抗原（PSA）（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）</p> <p>ニ 医科点数表区分番号D009の6に掲げるCA19-9（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）</p> <p>ホ・コ（略）</p>	<p>七の八 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ・ワ（略）</p>